

令和6年6月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(令和6年度6月補正予算等関係)

教育委員会

\* トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和6年6月定例会 議案説明資料目次

教育委員会

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和6年度鳥取県一般会計補正予算(第1号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		教育環境課	4
		教育センター	5
		社会教育課	6
		人権教育課	7
	2 歳入歳出事項別明細書		8~9
	3 節の明細		10
	4 継続費に関する調書	教育環境課	11

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第4号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)	教育人材開発課	12~13
第8号	財産を無償で譲渡すること(八頭高等学校敷地)について	教育環境課	14
第9号	損害賠償の額の決定について	教育人材開発課	15

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	令和5年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	教育環境課ほか	16
第11号	長期継続契約の締結状況について	教育総務課ほか	17

## 議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 教育環境課	4,523,435	47,999	4,571,434	4,360	<30,500> 39,000		4,639	
教育センター	1,470,396	30,000	1,500,396	30,000				
社会教育課	393,271	1,248	394,519				1,248	
人権教育課	294,101	74,181	368,282	24,727			49,454	
合計	64,945,331	153,428	65,098,759	59,087	<30,500> 39,000		55,341	県費負担 85,841

(注) 起債の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

教育環境課	海洋練習船「若鳥丸」代船建造事業(継続費)
教育センター	(新) 高等学校DX加速化推進事業
社会教育課	社会教育関係団体による地域づくり支援事業
人権教育課	高校生等奨学給付金事業

# 令和6年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

4項 高等学校費

教育環境課 (内線: 7698)

2目 高等学校管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
海洋練習船「若鳥丸」代船建造事業 (継続費)	(継続費) 2,256,772	(継続費) 160,000	(継続費) 2,416,772	(継続費) 14,534	(継続費) 131,000 <30,500> 39,000		(継続費) 14,466  4,639	県費負担 35,139
トータルコスト	補正前: 684,511千円 (0.7人)、補正: 48,782千円 (0.1人)、計: 733,293千円 (0.8人)							

## 事業内容の説明

### 1 事業の目的、概要

境港総合技術高校の海洋練習船「若鳥丸」は建造から20年が経過し、経年劣化が進んでいることから、その代船を令和6年度から2カ年度で建造を予定して入札を実施したが、資材や人件費等の高騰により不調となったため、高騰分を反映するとともに更なる仕様の見直しを行い、納期を令和8年8月以降に延期した上で再度の入札を実施する。

### 2 事業内容(令和6年度分)

区分	変更点	予算額
代船建造工事 【増額】	入札結果を受け、資材及び工賃の高騰を船価に反映した上、生徒の安全性が損なわれないようにするとともに新たな教育課程の実施に要する設備を確保しつつ、更なる仕様の見直しを行い、不足する額を増額する。  ≪船価総額≫ 令和6年度当初: 2,243,849千円 補正後: 2,403,849千円 (160,000千円の増)  ≪スケジュール≫ 再度入札の実施に伴い、納期を令和8年3月から令和8年8月以降に延期し、建造期間を確保する。	47,999

### 3 継続費の変更内訳

年度	変更点	変更前	変更額	変更後年割額
令和6年度	・船価の増額に伴う継続費総額の増額	677,033	47,999	725,032
令和7年度		1,579,739	△129,675	1,450,064
令和8年度 (追加)	・工期がずれることによる継続費設定年度の延長	-	241,676	241,676
合計		2,256,772	160,000	2,416,772

(注) 起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の<>書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

## 令和6年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

2目 事務局費

教育センター、高等学校課（電話：0857-28-2387）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 高等学校DX加速化推進事業	0	30,000	30,000	30,000				

トータルコスト 補正前：0千円（0.0人）、補正：32,348千円（0.3人）、計：32,348千円（0.3人）

事業内容の説明

### 1 事業の目的、概要

県立高等学校等において、情報、数学、理科等の教育を重視するカリキュラムの実施や、ICTを活用した文理横断的な探究的な学びを強化するための環境整備を行い、高等学校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成を図る。

全国の4分の1程度の高等学校等が事業採択される見込みであったことを踏まえ、令和5年11月補正予算において、5校分（50,000千円）を計上していたところ、この度、見込みを上回る8校分の事業が国に採択されたことから、新たに3校分を追加して環境整備を行うもの。

（採択校）

鳥取東、鳥取湖陵、青谷、倉吉西、倉吉農業、米子西、米子南、米子工業

### 2 主な事業内容

高度なプログラミングやデジタルものづくり教育、文理横断的な探究学習の実施に必要となる、ICT機器整備（ハイスペックPC、3Dプリンタ、動画・画像生成ソフト等）、遠隔授業用を含む通信機器整備、理数教育設備整備、専門高校の高度な実習設備整備等を実施する。

令和6年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費  
 6項 社会教育費  
 1目 社会教育総務費

社会教育課（内線：7519）  
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会教育関係団体による地域づくり支援事業	4,685	1,248	5,933				1,248	

トータルコスト 補正前：8,598千円（0.5人）、補正：2,031千円（0.1人）、計：10,629千円（0.6人）

事業内容の説明

**1 事業の目的、概要**

社会教育関係団体の教育力を活用し、家庭・地域の教育力向上を促進するとともに、社会教育関係団体で活動する人材を育成する。

**2 主な事業内容**

社会教育関係団体への活動費助成について、日本ボーイスカウト鳥取連盟が第13回日本アグーナリー（国際障がいスカウトキャンプ大会、R6. 8月福島県開催）に指導者や障がいのある隊員等を派遣することになったことに伴い、社会教育関係団体補助金を増額補正するもの。

**3 その他**

障がい者を交えたキャンプ大会に参加することで、障がいについての理解を深め、人格と個性を尊重し支え合えあう社会の実現を目指す。

## 令和6年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

7目 育英奨学事業費

人権教育課（内線：7541）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高校生等奨学給付金事業	209,319	74,181	283,500	24,727			49,454	
トータルコスト	補正前：214,614千円（1.3人）、補正：74,964千円（0.1人）、計：289,578千円（1.4人）							

事業内容の説明

### 1 事業の目的、概要

生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に奨学のための給付金を給付する。（国1／3）  
 定額減税で住民税が控除されることにより、本給付金の給付基準の一つである住民税所得割額非課税世帯に該当する者が増加するため、不足見込額について増額する。

### 2 主な事業内容

【支給要件】

- ・非課税世帯（特別支援学校高等部生徒を除く）
- ・保護者、親権者等が本県に在住していること
- ・就学支援金支給対象である学校（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専攻科等）に在学している者

区分		支給年額	当初対象者見込 (人)	追加対象者見込 (人)	予算額
生活保護世帯	国公立	32,300円	62	0	74,181
	私立	52,600円	29	0	
非課税世帯					
第1子	国公立	122,100円	699	252	
	私立	142,600円	316	114	
第2子 15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯	国公立	143,700円	317	114	
	私立	152,000円	158	57	
通信制課程高校生等がいる世帯	国公立	50,500円	47	17	
	私立	52,100円	61	22	
専攻科の生徒がいる世帯	国公立	50,500円	0	0	
	私立	52,100円	5	2	
合計			1,694	578	

令和6年度一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(教育委員会)

(単位：千円)

款 項 目	10款 教育費												
	節 別	補正前	補正額	補正後	1項 教育総務費			2目 事務局費			7目 育英奨学事業費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	2,086,746		2,086,746	469,442		469,442	441,650		441,650	93		93	
2 給 料	26,060,302		26,060,302	463,413		463,413	463,413		463,413				
3 職 員 手 当 等	18,216,231		18,216,231	502,360		502,360	502,360		502,360				
4 共 済 費	8,296,684		8,296,684	271,887		271,887	271,887		271,887				
5 災 害 補 償 費													
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	10,819		10,819	10,819		10,819							
7 報 償 費	125,663		125,663	92,388		92,388	2,422		2,422				
8 旅 費	467,236		467,236	230,238		230,238	24,100		24,100	350		350	
費用 弁 償	76,937		76,937	28,828		28,828	18,118		18,118	80		80	
普 通 旅 費	338,429		338,429	161,123		161,123	5,360		5,360	270		270	
特 別 旅 費	51,870		51,870	40,287		40,287	622		622				
9 交 際 費	300		300	300		300							
10 需 用 費	1,122,088		1,122,088	791,571		791,571	52,795		52,795	876		876	
11 役 務 費	267,263		267,263	195,580		195,580	53,495		53,495	812		812	
12 委 託 料	1,728,045		1,728,045	1,086,893		1,086,893	259,976		259,976	5,423		5,423	
13 使用料及び賃借料	1,250,928		1,250,928	1,107,711		1,107,711	879,355		879,355	804		804	
14 工 事 請 負 費	2,767,630	47,999	2,815,629	1,870,607		1,870,607							
15 原 材 料 費	10,052		10,052										
16 公 有 財 産 購 入 費													
17 備 品 購 入 費	260,742	30,000	290,742	127,035	30,000	157,035	24,729	30,000	54,729				
18 負 担 金、補 助 金 及 び 交 付 金	2,004,379	75,429	2,079,808	1,489,283	74,181	1,563,464	2,005		2,005	241,466	74,181	315,647	
19 扶 助 費	93,960		93,960	93,810		93,810							
20 貸 付 金	1,680		1,680	1,680		1,680				1,680		1,680	
21 補 償、補 填 金 及 び 賠 償 金	4,909		4,909	4,909		4,909							
22 償 還 金、利 子 料 及 び 割 引	27,222		27,222	27,222		27,222				27,222		27,222	
23 投 資 及 び 出 資 金													
24 積 立 金	141,873		141,873	141,873		141,873	141,873		141,873				
25 寄 付 金													
26 公 課 費	363		363	363		363							
27 繰 出 金	216		216	216		216				216		216	
予 備 費													
計	64,945,331	153,428	65,098,759	8,979,600	104,181	9,083,781	3,120,060	30,000	3,150,060	278,942	74,181	353,123	
財 源 内 訳													
国 庫 支 出 金	9,977,013	59,087	10,036,100	1,519,233	54,727	1,573,960	55,288	30,000	85,288	69,989	24,727	94,716	
地 方 債	2,085,000	39,000	2,124,000	1,461,000		1,461,000							
そ の 他	2,080,395		2,080,395	334,488		334,488	162,094		162,094	27,222		27,222	
一 般 財 源	50,802,923	55,341	50,858,264	5,664,879	49,454	5,714,333	2,902,678		2,902,678	181,731	49,454	231,185	



令和6年度一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(教育委員会)

(単位：千円)

款 項 目	4 項 高等学校費						6 項 社会教育費					
	補正前	補正額	補正後	2 目 高等学校管理費			補正前	補正額	補正後	1 目 社会教育総務費		
				補正前	補正額	補正後				補正前	補正額	補正後
節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	441,639		441,639				109,607		109,607	108,624		108,624
2 給 料	5,986,792		5,986,792				290,935		290,935	290,935		290,935
3 職 員 手 当 等	4,244,915		4,244,915				220,800		220,800	220,800		220,800
4 共 済 費	1,856,627		1,856,627				120,155		120,155	120,155		120,155
5 災 害 補 償 費												
6 恩 給 及 び 退 職 年 金												
7 報 償 費	831		831				7,382		7,382	3,065		3,065
8 旅 費	20,917		20,917	5,874		5,874	23,717		23,717	11,250		11,250
費用 弁 償	15,043		15,043				6,440		6,440	5,777		5,777
普 通 旅 費	5,874		5,874	5,874		5,874	12,283		12,283	2,857		2,857
特 別 旅 費							4,994		4,994	2,616		2,616
9 交 際 費												
10 需 用 費	79,899		79,899	79,804		79,804	75,759		75,759	4,202		4,202
11 役 務 費	11,440		11,440	11,405		11,405	27,704		27,704	1,937		1,937
12 委 託 料	47,213		47,213	30,590		30,590	386,499		386,499	3,368		3,368
13 使用料及び賃借料	46,963		46,963	37,636		37,636	86,691		86,691	2,548		2,548
14 工 事 請 負 費	763,252	47,999	811,251	763,252	47,999	811,251	71,566		71,566			
15 原 材 料 費	10,052		10,052	10,052		10,052						
16 公 有 財 産 購 入 費												
17 備 品 購 入 費	4,769		4,769	147		147	88,185		88,185			
18 負 担 金 、 補 助 金 及 び 交 付 金	1,706		1,706	1,706		1,706	153,503	1,248	154,751	78,689	1,248	79,937
19 扶 助 費												
20 貸 付 金												
21 補 償 、 補 填 金 及 び 賠 償 金												
22 償 還 金 、 利 子 及 び 割 引												
23 投 資 及 び 出 資 金												
24 積 立 金												
25 寄 付 金												
26 公 課 費												
27 繰 出 金												
予 備 費												
計	13,517,015	47,999	13,565,014	940,466	47,999	988,465	1,662,503	1,248	1,663,751	845,573	1,248	846,821
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	128,768	4,360	133,128	104,947	4,360	109,307	57,117	57,117	36,079		36,079
	地 方 債	514,000	39,000	553,000	514,000	39,000	553,000	82,000	82,000			
	そ の 他	1,221,339		1,221,339	27,863		27,863	18,638	18,638	706		706
	一 般 財 源	11,652,908	4,639	11,657,547	293,656	4,639	298,295	1,504,748	1,248	1,505,996	808,788	1,248

節 の 明 細

項		目	金額 (千円) 等
10 款 教育費			
1 項 教育総務費			
7 目 育英奨学事業費			
負担金、補助 及び交付金	鳥取県高校生等奨学給付金		74,181
6 項 社会教育費			
1 目 社会教育総務費			
負担金、補助 及び交付金	鳥取県社会教育関係団体補助金		1,248

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

変更

款	項	事業名	全体計画						前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率		
			年度	年割額	左の財源内訳			一般財源								
					特定財源											
					国庫支出金	地方債	その他									
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%			
10教育費	04高等学校費	海洋練習船「若鳥丸」代船建造事業費	6	変更前の額	677,033	101,468	514,000		61,565		677,033	677,033				
				変更額	47,999	4,360	39,000		4,639		47,999	47,999				
				計	725,032	105,828	553,000		66,204		725,032	725,032		30.0		
			7	変更前の額	1,579,739	236,758	1,200,000		142,981					1,579,739		
				変更額	△ 129,675	△ 25,102	△ 93,000		△ 11,573					△ 129,675		
				計	1,450,064	211,656	1,107,000		131,408					1,450,064		60.0
			8	変更前の額												
				変更額	241,676	35,276	185,000		21,400					241,676		
				計	241,676	35,276	185,000		21,400					241,676		10.0
			計	変更前の額	2,256,772	338,226	1,714,000		204,546				677,033	677,033	1,579,739	
				変更額	160,000	14,534	131,000		14,466				47,999	47,999	112,001	
				計	2,416,772	352,760	1,845,000		219,012				725,032	725,032	1,691,740	100.0

<p>条例名等</p>	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由        職員の介護と仕事の両立を支援するため、介護時間を利用することができる期間を拡大する。</p> <p>2 概要        (1) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正        介護時間は、要介護者が介護を必要とする期間（現行 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間）内において利用することができることとする。        (2) 施行期日は、公布の日からとする。</p> <p><b>【参考】</b>        ○介護時間制度の概要        職員が、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇        〔休暇種別〕 無給休暇        〔取得単位〕 1日につき勤務時間の始め又は終わりに2時間の範囲内（30分単位）        〔取得期間〕 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内</p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(無給休暇)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 介護時間 要介護者が介護を必要とする期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間</p> <p>3～6 略</p>	<p>(無給休暇)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 介護時間 要介護者の各々が介護を必要とする<u>一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間</u>(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間</p> <p>3～6 略</p>

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(無給休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 介護時間 要介護者が介護を必要とする期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間</p> <p>3～6 略</p>	<p>(無給休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 介護時間 要介護者の各々が介護を必要とする<u>一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間</u>(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間</p> <p>3～6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	財産を無償で譲渡すること (八頭高等学校敷地) について		
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。		
	2 概要		
	(1) 財産の内容		
	種 類	所 在 地	数 量
	土 地	八頭郡八頭町久能寺字鐘突堂706番3 ほか1筆	474平方メートル
	(2) 相手方 八頭町		
	(3) 理由 学校進入路として利用されていた学校敷地の一部について、現在は地域住民の生活道路として利用されていることから、八頭町が地域の実情に応じた管理を行うため、同町に無償で譲渡しようとするものである。		

<p>条例名等</p>	<p>損害賠償の額の決定について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由  次のとおり、法律上県の義務に属する給与の支払の遅延による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要  (1) 損害賠償の相手方  大阪府和泉市  個人</p> <p>(2) 損害賠償の要旨  県は、損害賠償金33,842円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事件の概要  令和3年8月4日付けで県教育委員会が損害賠償の相手方に対して行った停職1月の懲戒処分を取り消す判決が令和6年3月8日付けで言い渡され、その後確定したことに伴い、本来の支払日に給与等が支払われず、令和6年4月30日付けで支払を完了したことにより生じた損害について、民法の規定に基づき請求された遅延利息を支払うものである。</p>

令和5年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

報告第2号

教育委員会

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	分担金及び 負担金	その他	地方債	
10 教育費	1 教育総務費	鳥取県義務教育諸学校教育情報化推進基金造成事業費	教育センター	2,400,000,000	2,029,621,000	2,029,621,000					
		高等学校DX加速化推進事業費	教育センター	50,000,000	50,000,000	50,000,000					
		教育施設営繕費	教育環境課	1,257,592,000	145,565,300	10,200,000			122,000,000	13,365,300	
	5 特別支援学校	特別支援学校環境整備事業費	教育環境課	426,184,000	425,139,000	90,954,000			333,000,000	1,185,000	
	6 社会教育費	図書館運営費	図書館	483,327,000	87,951,000				79,000,000	8,951,000	
計				4,617,103,000	2,738,276,300	2,180,775,000			534,000,000	23,501,300	



## 長期継続契約の締結状況について

## [新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	教育総務課	物品 保守	ノートパソコン	2台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	543,840	令和6年6月1日 ～令和10年5月31日	鳥取県教育委員会事務局 小中学校課 ほか1 所属
2	教育センター	物品 保守	ノートパソコン	3台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	1,127,720	令和6年3月28日 ～令和11年3月31日	鳥取県教育センター
3	社会教育課	物品 保守	ノートパソコン	4台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	1,095,600	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日	鳥取県立船上山少年自 然の家 ほか1所属